

報道関係者各位

令和6年4月25日

マイナンバーカード出張申請支援サービス

病気や心身に障害などで、外出が困難と認められる市民の方が、新規にマイナンバーカードの申請を希望される場合、市の職員がご自宅等を訪問して受け付けします。

- 1 目的 マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、カード申請が困難な市民に対してマイナンバーカードを申請できる環境を提供するため、指定された場所を訪問し申請支援を行う「マイナンバーカード出張申請支援サービス」を実施するものです。
- 2 対象者 ① 病気や障がいをお持ちの方で外出が困難な方
 ② 介護を受けている方で外出が困難な方
 ③ その他外出が困難と認められる方
 ④ 上記①～③の方と同居するご家族
- 3 申込要件 ① 舞鶴市内に住民登録があること
 ② 申請日から2カ月以内に舞鶴市外に転出予定がないこと
 ③ 新規のカード申請であること
 ④ 申請者本人が申請できること（代理人による申請はできません）
 （15歳未満の方や成年被後見人の方は法定代理人が同行できること）
 ⑤ 介護等が必要な方は介助者等が同席できること
 ⑥ 外国人住民の方の場合は、在留期限が2ヶ月以上であること
- 4 実施期間 令和6年5月1日～令和7年2月28日の平日10時～16時
- 5 申込方法 電話予約（予約から1～2週間後に訪問できるよう日程を相談します）
 TEL 62-1897（直通）受付時間9時～17時
- 6 利用料金 無料

